

NPO法人のQ&A

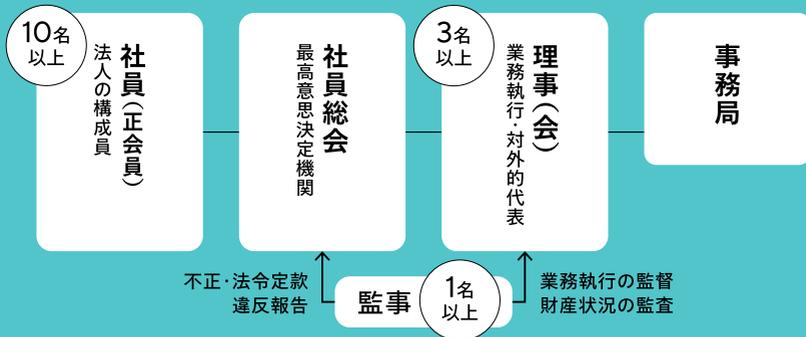
Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

NPO法人 (特定非営利活動法人)

NPO法人は、**特定非営利活動を主な目的とする法人**です。特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進への寄与を目的に、NPO法で定められた20種の活動です。文化・芸術の振興を図る活動や、まちづくりの推進を図る活動等、何らかの社会的ミッションをもって活動することが想定されるという意味での「公益性」が求められます。

一般的な組織構成

一般的なNPO法人の組織構成は、構成員としての社員が設立段階で10名以上必要になり、比較的人数が必要です。そのほかに理事・監事（総じて役員と呼ばれます）を置く必要があります。報酬を受ける役員の数、役員総数の3分の1以下でなければなりません。



会計・税務と組織運営上のポイント

- ・団体のメインの活動は、法律で定められた公益性の高い、いわゆる「特定非営利活動」と呼ばれる20種の活動に限定される
- ・利益を上げてよいが、活動へ還元する等の条件がある
- ・利益は活動へ還元し、社員への配当金としては分配できない
- ・実施する事業によっては法人税の申告・納税が必要
- ・解散時は残余財産を自由に処分できず、国・自治体や他のNPO法人、公益法人等に寄附する
- ・消費税の計算が特殊となる場合がある

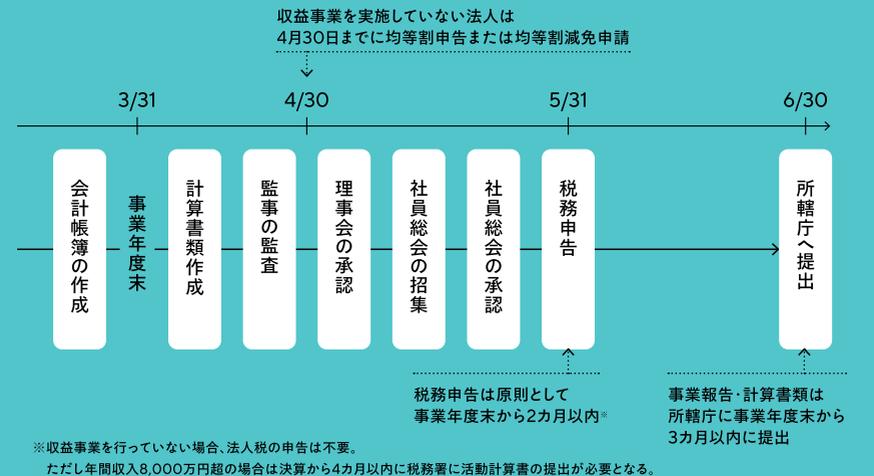
会計の拠り処となるルール

NPO法人会計基準

2010年に民間で策定された会計基準で強制力はないものの推奨されており、各所轄庁が公表する計算書類の雛形もこれを元に作成されています。

決算スケジュールの例

NPO法人は毎年必ず決算をしなければならず、スケジュールにさまざまな段取りがあります。法律に則った正しい手順で決算をするためにも、スケジュールを確認しましょう。ここでは3月決算法人で、法人税申告を行う場合を例に紹介します。



POINT NPO法人には情報公開の義務がある!

NPO法人の場合は、事業の透明性を担保する目的で、下記書類を一定期間、事務所に備え置き、社員や利害関係者の閲覧要請に応えるとともに、所轄庁に提出しなければなりません。そして提出された書類は、誰からも閲覧が可能な状態に置かれます。

- ・事業報告書
- ・活動計算書 (1年間の活動の状況を示す書類)
- ・貸借対照表 (期末時点の財務の状態を示す書類) + 注記 (情報利用者の理解を助けるためのもの)
- ・財産目録 (貸借対照表を補完するための書類)
- ・役員名簿
- ・社員名簿
- ・定款等

14 Q NPOは活動で利益を出してよいのでしょうか？

NPOは「特定非営利活動法人」と呼ばれていますが、活動で利益を出してしまってもよいのでしょうか？

[NPO職員 Aさん]

A 利益を出しても問題ありません。

「営利法人ではないから利益を上げてはいけないのではないか」という誤解を聞くことがありますが、決してそういうことはありません。利益が出て余ったお金はすべて法人の活動資金に充てることができます。そもそも黒字経営は団体を維持・持続可能なかたちで運営していく上でも必要不可欠です。

NPO法人（特定非営利活動法人）における「非営利」とは、利益を構成員である社員等^{*}の関係者に分配することができないことであり、いわば「非分配」のことを表します。株式会社を例にしますと、構成員とは株主のことであり、分配とはその株主に対する配当金のことを指します。非営利法人であるNPO法人と、株式会社等の営利法人との最大の違いは余った利益を分配できるか否か、という点にあります。また解散する際に残った財産（残余財産）は自由に処分することができない法的なルールがあります。

「営利法人ではないし、稼ぐ意図がないのだから申告も納税も不要ではないか」という誤解もありますが、こちらについてはQ.15で回答します。また、利益の分配はできなくとも、給与の支払いは可能です。

^{*}NPO法人における「社員等」とは、理事や監事といった役員を指し、法人が雇用している職員とは異なります。

15 Q NPO法人は非営利なので法人税はかかりませんか？

これからNPO法人の理事として運営に携わる予定です。NPO法人は非営利の活動なので、法人税が課税されないのではないかと思います……。あっていますか？

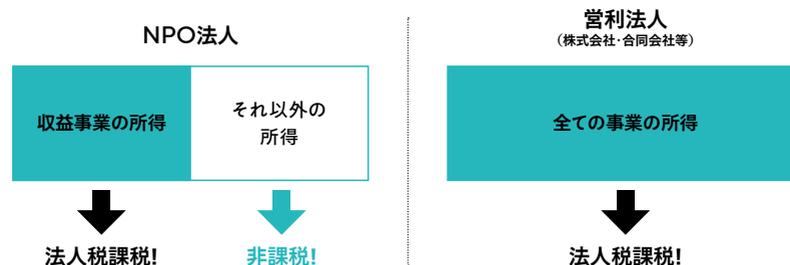
[アートNPO設立準備中 Kさん]

A 必ずしも法人税がかからないわけではなく、一定の条件で申告納税が必要です。

■ NPO法人と営利法人では課税対象の範囲が異なる

下の図は営利法人（株式会社や合同会社等）とNPO法人について法人税法上課税される範囲を比較したものです。右側の営利法人は基本的に全ての事業の所得に対して法人税が課されます。一方で左側のNPO法人は「法人税法上の収益事業」にかかる所得のみが法人税法上の課税対象となり、それ以外は法人税法上課税されません。そのため営利法人と課税対象の範囲が異なります。

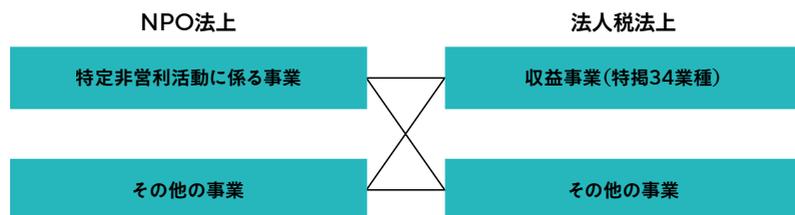
NPO法人への法人税課税は収益事業のみ



■ 「法人税法上の収益事業」によくある誤解

NPO法上、特定非営利活動に係る事業＝目的事業をやることは当然必要となりますが、それだけではなく、その利益を特定活動に係る事業に充てる目的で行う「その他の事業」も認められています。この2つの事業のうち「法人税法上の収益事業」に該当するものがあれば、法人税の課税対象となります。どの事業が「法人税法上の収益事業」に該当するか否かは、「法人税法施行令第5条の特掲事業：34業種」（以下、特掲34業種）にあたるかどうかで判断します。特掲34業種については134ページでご確認ください。

ただし、「NPO法上のその他の事業」がすべて「法人税法上の収益事業」と誤解する方がいるかもしれませんが、必ずしもそういうことではありません。



上の図のように、「特定非営利活動に係る事業」でも「法人税法上の収益事業」にあたる場合や、逆に「NPO法上のその他の事業」だが「法人税法上の収益事業」にあたらない場合等、合計4パターンがあります。それぞれ「収益事業」とされるものが団体や業界ごとに異なり、必ずしも特定非営利活動に係る事業が非課税になるわけではないので、注意しましょう。

Q NPO法人の税制上のメリット・デメリットは？

法人化を考えています。NPO法人は寄附を集めやすいと聞いたことがありますが、他の法人に比べてどんな税制上のメリット・デメリットがありますか？

[アートプロジェクト事務局 Sさん]

A **メリットは法人税の課税範囲の限定、登録免許税・住民税均等割等の各種税金の減免等。デメリットは、消費税計算が煩雑になる等です。**

メリット

- **課税上の範囲の限定**
⑩15でNPO法人税法上の収益事業について説明した通り、NPO法人の法人税課税対象は限定されています。課税の範囲が異なることで税金の優遇を受けられる、つまり課税されない所得が生じるのは一つポイントになります。
- **税金や公的な手数料の減免**
NPO法人の設立の際に必要な登録免許税や定款の認証手数料が不要となり、また通常発行する領収証に必要な印紙税が免除されるのもNPO法人の特徴です。ただしNPO法人の設立に必要な手続きは、所轄庁への届出や、認証を要するため、営利法人と比べて時間がかかり、煩雑になる点にご注意ください。

この他にも「法人税法上の収益事業」を行っていない場合は多くの地方自治体で法人住民税の均等割が毎年減免されます。

デメリット

- **消費税の計算が煩雑**
NPO法人では消費税の計算が他の営利法人と比べて煩雑です。こちらについては⑩23にて後述します。
- **人件費に関する制約**
税制とは異なる観点ですが、NPO法上、役員に関する人件費の支払いについて制約があります。なお具体的な内容については⑩22にて後述します。

Q どのような事業が「法人税法上の収益事業」に該当しますか？

NPOの新事業として、事務所でコンテンポラリーダンスのレッスンを隔月で始めようと思っているのですが、どのような条件の事業が「法人税法上の収益事業」に該当しますか？

[NPO職員 Tさん]

A 「特掲34業種」の表を確認してみましょう。

法人税法上の収益事業については、「法人税法施行令5条の特掲事業：34業種」(以下、特掲34業種)に当たるかどうかで判断します。特掲34業種については134ページをご確認ください。まず、Tさんが検討されているコンテンポラリーダンスのレッスンは特掲34業種のうちの「30技芸教授業」に当てはまります。

【法人税法施行令5条の特掲事業：34業種「30技芸教授業」】

洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦若しくは小型船舶(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第2条第4項(定義)に規定する小型船舶をいう。の操縦(以下この号において「技芸」という。))の教授

「法人税法施行令 第5条 収益事業の範囲」より

注意点として、特掲34業種に当てはまった上で、継続して事業場を設けて行われるものが「法人税法上の収益事業」に該当します。ここでの「継続して」はかなり広い概念で、定期・不定期で行われるような事業(公演のようなもの)も含まれます。例えば公演期間は極めて短いですが、それに向けて相当期間にわたって準備をする芸術祭も該当する可能性が高いです。そうした事業は「継続しているもの」だと法的に解釈される可能性があるため、その点も注意してください。「事業場を設けて行われるもの」という点についても、必ずしも常設の事務所や劇場、ホール等だけを指しません。いわゆる移動興行のようにさまざまな場所で展開している場合にも「事業場を設けて」という定義に当てはまります。なので、多くの団体が当てはまる可能性があります。

Tさんのご相談に戻ると、継続して隔月開催し、事務所という事業場を設けて行われるので、注意点を考慮した上で「法人税法上の収益事業」に当たります。

Q 「特掲34業種」のなかで、課税されない事業はありますか？

「演劇公演をチャリティーで行うと、その収益には税金がかからない場合がある」と聞いたことがあります。演劇公演は「特掲34業種」の「26興行業」だと思うのですが、課税されない例外があるのでしょうか？

[演劇集団主宰 Nさん]

A 例外となるケースがいくつかあります。

「特掲34業種」に該当しても、必ずしも法人税が課税されるわけではありません。細かくはさまざまな除外事例がありますが、ここでは、例外のうち、文化芸術に近いものを挙げてみます。

■ 26興行業

例えば一般的な演劇公演等の興行は、34業種のうち「26興行業」に含まれるため法人税が課されますが、いわゆる「慈善興行」または「出演者のギャランティーが発生しないチャリティー興行」を行う場合で、かつ興行で得た利益の全額を教育や福祉等に支出し、所轄の税務署長の確認を受けて行うものに限り、法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。観客には無料でもプロの出演者がギャラをもらう場合は、除外対象には含まれないので注意が必要です。

■ 10請負業

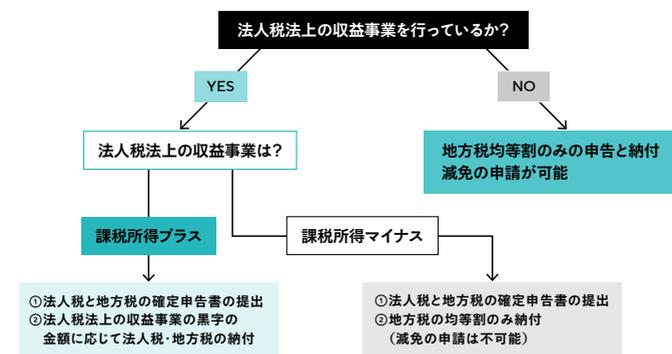
「実費弁償による事務処理の受託を行い、概ね5年間に限って所轄税務署長の確認を受けて行う請負業」も例外的に、法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。実費弁償とは、受託事業において得る収益の金額が、その請負業務で発生した経費とほぼ同額となり収支がおおよそゼロになるようなケースを指します。つまり黒字が残らないようなケースで、連続して毎年その事業を実施し、所轄税務署長の確認を受けている場合は5年間まで法人税が課されないというルールです。例えばアートプロジェクトの事務局業務等の代行を、当該業務の遂行に必要な費用の額を超えない実費程度(事務所までの交通費のみの支給等)の料金で受託した場合は除外されます。

収益事業をしているかどうかで税金に違いはありますか？

収益事業をはじめめるかどうか検討しています。収益事業をしている場合と、そうでない場合で法人税等に違いはありますか？
[教育系アートNPO事務局 Hさん]

A 大きく分けて3つのケースで異なります。

「法人税法上の収益事業」を実施しているかどうか、そして収益事業を実施している場合にはその事業で所得（税金計算上の儲け）が生じているかどうかという点で結論が異なります。



「法人税法上の収益事業」を実施していて、かつ、その事業の所得がプラスの場合

この場合は「法人税法上の収益事業の黒字に対応する所得の金額」に対してそれに応じた課税がされます。つまりこの所得の金額について法人税の確定申告書と地方税の確定申告書を作成し、それを税務署、都道府県税事務所、市町村役場に提出し、税金の納付をしなければなりません。また、法人税の申告書には添付書類として下記の各書類も併せて提出するルールになっています。

法人税の申告に必要な添付書類

- ①活動計算書
※全体の活動計算書だけでなく収益事業のみの活動計算書も提出
- ②貸借対照表
※全体の貸借対照表だけでなく収益事業のみの貸借対照表も提出
- ③財産目録 ④勘定科目内訳明細書 ⑤法人事業概況説明書

12 出版業

主に会員向けに配布する会報、もしくはそれに準ずる出版物を配布する目的で行う出版は、一般向けの出版とは異なるので、法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。

30 技芸教授業

「30技芸教授業」とは、「技芸の教授」「学力の教授」「公開模擬学力試験」を行う事業をいいます。「技術の教授」のうち洋裁・和裁・着物着付け・編み物・手芸・料理・理容・美容・茶道・生花・演劇・園芸・舞踊・舞踏・音楽・絵画書道・写真・工芸・デザイン・自動車操縦等に該当する場合のみ、法人税が課されますが、上記に該当しない技術の教授は法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。例えばNPO法人が会計講座を直接開催している場合は、会計講座は法人税法上で特掲されている技芸ではないので、除外されます。

14 席貸業

「14席貸業」とは、会館・ホール等建物の一部をスペースとして貸し出す事業ですが、国や自治体に対する提供は法人税法上の特掲34業種から除外され、法人税が課されません。またNPO法人の会員やそれに準じるような利害関係者に対して実費程度で利益がほとんど出ない金額感で貸し出す場合も除外してよいと考えられています。

34業種に該当するかの判断では「付随行為」と呼ばれるものも検討に含まれます。例えば、出版業を営んでいる団体が新刊のお披露目を兼ねて講演して収入を得たような場合は、まさに収益事業に付随した行為なので講演収入も「法人税法上の収益事業」にあたります。その行為を単独で見るとときに仮に非課税であっても、メインの事業の区分に基づいてグルーピングする必要があります。つまりメイン事業が「法人税法上の収益事業」なのかどうかの判断に、そのサブの事業（＝付随的な行為）も影響を受けるのです。その点は注意が必要です。



新たに「法人税法上の収益事業」を始める場合の手続きは？

これまで「法人税法上の収益事業」にあたらな事業だけを行ってきました。この度、新たに出版事業（法人税法上の収益事業）を立ち上げることにしました。いつ始めてもいいのでしょうか。また、どのような手続きが必要ですか？

[アートNPO職員 Mさん]



始める時期は任意ですが、「法人税法上の収益事業」を始めたら、まずは届出を。

「法人税法上の収益事業」（以下「収益事業」）を始めたら、まず最初に下記の届出書を出す必要があります。

収益事業開始届出書

必ず提出するのは「収益事業開始届出書」です。管轄の税務署に、NPO法人として収益事業を開始する旨を報告するための届出書です。収益事業を開始してから2カ月以内に提出する必要があります。最初の収益事業を行うタイミングで提出する書類となりますので、ふたつ目以降の収益事業を新たに展開した際は、追加の届出書提出は不要です。ちなみに収益事業すべてが終了したタイミングで「収益事業廃止届出書」を所轄の税務署に提出する必要があります。一つの事業ごとに収益事業の開始届出書、廃止届出書が必要になるわけではありません。

青色申告の承認申請書

青色申告を行う場合は、「青色申告の承認申請書」も提出します。青色申告の承認申請を受けないと、場合によっては繰越欠損（所得にマイナスが出た時に、翌年度以降の所得と相殺すること）が出来なくなり、課税額が大きくなることもあります。この書類は、収益事業開始日から3カ月を経過した日とその事業年度終了の日のいずれか早い日の前日までに提出します。この書類も「収益事業開始届出書」とともに、期限内に併せて提出するものと意識してください。

異動届出書

所轄の税務署に「収益事業開始届出書」を提出した後に、東京都23区の場合は都税事務所のみ、道府県の場合は道府県税事務所及び市町村役場に収益事業開始届出書の控えとともに異動届を提出します。

さらに、この場合において「法人税法上の収益事業以外の事業」で所得がマイナスになってしまったとしてもこの金額は収益事業の所得の金額とは相殺はされません。つまり組織全体として所得がマイナスとなっていたとしても法人税法上の収益事業の所得がプラスであるならば税務申告上はプラスの所得の金額に応じて税金が課されます。

ですので「法人税法上の収益事業の所得がプラス」があるNPO法人は確定申告と納税の義務があると思っていただいて問題ありません。

■「法人税法上の収益事業」を実施している、かつ、その事業の所得がマイナスの場合

実はこの場合でも法人税及び地方税の確定申告自体はしなくてはなりません。これらの税金に関する申告の義務は、「法人税法上の収益事業」でプラスの所得が出ているか否かではなく、「法人税法上の収益事業」を実施しているか否かそのもので判断されるためです。ですのでこの場合も法人税の確定申告書と地方税の確定申告書を作成し、それを税務署と都道府県税事務所、市町村役場に提出し、法人税申告書の添付書類として上記と同様の書類も併せて提出します。

提出書類が「「法人税法上の収益事業」の黒字に対応する所得の金額がある場合」と同じであるのに対し、税額については課税されるプラスの所得がないことから所得がマイナスでも納税義務が生じる「地方税の均等割」という税金のみの納付となります。

なお、青色申告の承認申請書を提出し承認を受けていれば、その年度に「法人税法上の収益事業」から生じた所得のマイナス金額を来年度以降に持ち越すことができます。ここで持ち越したマイナス金額は来年度以降生じた「法人税法上の収益事業の黒字に対応する所得の金額」と相殺することが可能です。つまりは未来の税負担額を少なくする効果があります。

■「法人税法上の収益事業」を全く実施していない場合

この場合には法人税については納税だけでなく申告の義務もないということになります。よって法人税の申告書の作成の必要はありません。地方税については、原則として均等割申告と納税が必要となります。ただしこの「地方税の均等割」は各自治体の条例により減免が可能です。この減免は「法人税法上の収益事業」を全く行っていない法人のみの特例の取り扱いといえます。

21 Q 複数の事業を実施している場合、 会計処理の注意点は？

法人内でデザインに関するセミナーや、市民参加型のイベント企画等、複数の事業を実施しています。その場合に会計処理で注意すべき点を教えてください。

[まちづくりNPO職員 Yさん]

A 各事業別に区分経理をしましょう。

NPO法上で、特定非営利活動にかかる事業とそれ以外の事業での区分経理が要請されています。また、財務諸表の注記においても、各事業別の数値情報が必要となります。

さらに、Yさんの場合、デザインに関するセミナーは「法人税法上の収益事業」に該当し、市民参加型のイベント企画は「非収益事業」に該当するため、法人税申告の際にも区分経理は非常に重要なポイントになります。このようにNPO法が求める会計ルールや開示情報の作成の面と法人税申告の面の両面において、区分経理を行うことはとても大切なポイントです。

各事業に直接生じた費用以外に管理費のように共通して発生する費用がある場合（以下、共通費）、例えば複数の事業に従事するスタッフの人件費等、これらの共通費は一定の合理的な基準をもとに各事業ごとに振り分け、按分するルールになっています。合理的な基準とはなかなか奥深いテーマですが、例えば人件費なら「稼働の割合」に応じて按分するのも合理的とされています。小規模な団体であれば収入基準での按分も認められている部分もあります。

これらの按分を計算した結果を帳簿に入力していくのは少々煩雑です。いわゆるNPO法人向けの会計ソフト等もありますが、営利法人向けの会計ソフトや会計クラウドにある部門別管理の機能を使って、まずは事業別に区分経理をすることがおすすめです。

22 Q NPO法人の理事・監事への給与支払いでの 注意点は？

NPO法人の理事・監事への給与支払いについて、何か注意点はありますか？

[アートNPO事務局 Rさん]

A 支払う人数と金額に注意が必要です。

理事や監事といった「役員」に給与を支払う場合（役員報酬）については、NPO法第2条で定めがあり、給与を受け取る人は役員総数の3分の1以下に制限されています。

残り3分の2の役員は給与を受け取れないのかということではありません。ここでいう「給与」は、役員としての地位や職務に対する報酬のことを指します。非常に誤解の多い点ですが、理事がNPO法人の職員としての職務を行う場合、それに対応する給与等は受け取れます。

■ 監事について

監事の給与は、職務が監査に限定されており、また監事は業務を行う事務局職員との兼任が認められないので、すべて監事としての地位や職務に対して支払われます。

■ 理事について

理事の給与については、職員（使用人）として支給を受けるものについては、報酬規制を受ける役員総数の計算の対象外となります。具体的な金額は、社員総会や理事会等で決定します。多額な報酬を支払って、その理事がその旨を決定したとなると、その理事の継続が妥当なのも含めて、団体内で問題になる可能性もありますので注意が必要です。ちなみに法人税法上では、適正水準を超える役員給与を支払うことは税務上のリスクに繋がります。つまり、せっかく支払った役員報酬が法人税法上費用とは認められず、認められなかった分だけ所得が増えるので結果として税負担が増加する可能性があります。職務内容等からして過大であると判断されれば損金算入ができない可能性もあります。事業規模や、その法人と同種の業務に従事する他の役員の場合と比較したとき、過大であるとすれば、損金算入できない可能性が出ますので、注意してください。



NPO法人も消費税は課税されますか？

23

演劇と福祉に関わるNPO法人を立ち上げようとしています。NPO法人であっても、消費税は課税されますか？

[NPO法人設立準備中 Wさん]

A 営利法人と同様に課税事業者に該当した場合は、消費税の申告納税義務があります。

■ 課税事業者と免税事業者

NPO法人も営利法人と同様に、消費税の申告納税義務のある課税事業者となる場合があります。課税事業者になる場合の判定基準は、当事業年度の前々事業年度（これを基準期間といいます）の課税売上高が1,000万円を超えると、当事業年度において消費税の納税義務が生じ「課税事業者」となります。

課税事業者かどうかの判定基準



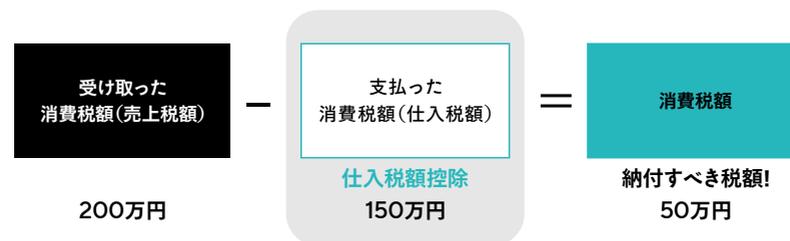
例えば図のように、2020年度に課税売上高が1,000万円を超えた場合、ここを基準期間として、2022年度に納税義務が生じます。この課税売上高は、損益計算書（活動計算書）上の収益全体ではなく、あくまでも消費税法上の課税売上高（主に事業収益等）で判断されます。

例えば寄附金や補助金・助成金といった収入は、対価性のない収入となるため不課税となり、消費税法上の課税売上高には含まれません。また、借入金や返還金も入金こそありますが、これも消費税法上の課税売上高にはならないので、そうした収入は除いた金額で納税義務の判定をしてください。ちなみに車輛等の固定資産を売却した場合は「物を売った」取引となるため課税売上高に含まれます。

今まで免税事業者で、あらたに納税義務が発生し課税事業者になる場合は「消費税課税事業者届出書」を管轄の税務署に提出する必要があります。

■ 一般的な消費税の計算方法

一般的な消費税の計算の仕組み



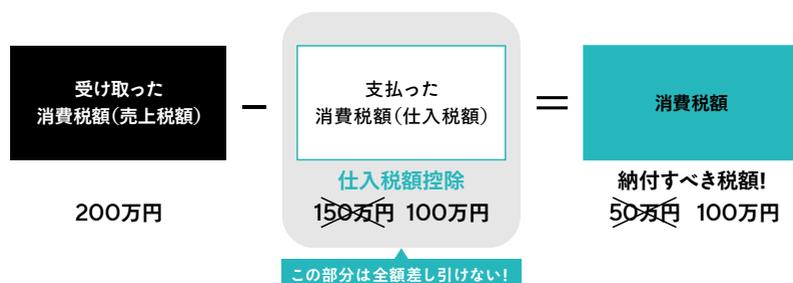
消費税は原則として受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて計算

※簡易課税制度を選択している法人の場合には計算方法が異なります。

消費税の計算の方法は、受け取った消費税額（「課税売上に係る消費税額」）から、仕入れや経費にかかった、つまり払った側の消費税（「課税仕入に係る消費税」これを「仕入税額控除」と言います）を引きます。この例題ですと受け取った消費税200万円から払った消費税の150万円を差し引いて、残額の50万円を消費税の納付税額として国に申告して納付します。

■ 寄附金・助成金・補助金を収益として計上している NPO法人の消費税の計算方法

NPO法人の特殊な消費税の計算の仕組み



この控除できない部分を「特定収入に係る課税仕入等の税額」と呼びます。

NPO法人の消費税の計算方法の特殊な仕組みについて簡単に説明します。「課税売上に係る消費税額」は、先程の一般的な消費税の計算方法と同様に計算します。一方、「課税仕入に係る消費税」は、全額差し引くことができないという制限がかかることがあります。そのため納付すべき消費税額はその分増えてしまいます。この差し引くことができない部分を「特定収入に係る課税仕入等の税額」と言います。

■ 「特定収入に係る課税仕入等の税額」について

なぜこういった制限があるのかというと、寄附金・助成金・補助金は不課税のため、いくらもらっても受け取った消費税が発生しません。仮にNPO法人の収益が全額寄附金・補助金のみだとすると、「課税売上に係る消費税額」は寄附金・補助金には発生しないため0円ということになります。

逆に寄附金・助成金・補助金を財源とした物品・サービスや固定資産の購入には、「課税仕入に係る消費税」が発生します。このように補助金・助成金等を原資にして「課税仕入に係る消費税」を全額差し引いてしまうと、場合によってはNPO法人への益税になってしまう仕組みが考えられます。それを防ぐため、払った消費税の一部が計算上除外されることがあります。

○ 助成金・補助金を受けた場合、 法人税の計算はどうなりますか？

助成金・補助金を受けるために準備をしています。もし採択された場合、法人税の計算はどのようになりますか？
[まちづくりNPOスタッフ Aさん]

A 「受取助成金」として取り扱い、 対象事業ごとに課税されるか否かが分かります。

助成金・補助金は会計上、「受取助成金」として取り扱います。受取助成金は法人の通常の事業活動から生じる「事業収益」とは別物ですが収益の一種です。

課税されるかどうかは、その支給の対象となる事業が「法人税法上の収益事業」であるか否かということがポイントとなります。「法人税法上の収益事業」の収益の補填や経費の補填のために申請し給付を受けた場合は、「法人税法上の収益事業」の事業収益と同様に法人税・地方税の課税対象となりますが、「法人税法上の収益事業」以外の事業のために給付を受けた場合は、その助成金に対しては法人税・地方税の課税はありません。

ただし「法人税法上の収益事業」のために給付を受けた場合であっても、その取得目的が固定資産の取得又は改良に充てるためということであれば、その場合の助成金・補助金は例外的に課税されません。

- ①収益事業の収入の補填や経費の補填のために交付される助成金・補助金
= 法人税課税対象
- ②収益事業以外の収入の補填や経費の補填のために交付される助成金・補助金
= 法人税課税対象外
- ③固定資産の取得や改良のために交付され収益事業に使われる助成金・補助金
= 法人税課税対象外

「営利」「非営利」はどう違う？よくある誤解と考え方

税理士・飯塚祐亮

NPO法人は「非営利法人」の一種であるという言い方をします。そもそも、「営利」と「非営利」とはどのようなものでしょうか？まず営利と非営利の違いを述べるにあたり、営利法人と非営利法人にそれぞれどのような法人が属しているのか具体的に挙げてみます。

■営利法人=利益の分配ができる法人

営利法人とは株式会社、合同会社等のことで、利益を分配することが法的に可能です。よくある誤解ですが、ここでの「利益の分配」とはその会社の役員や従業員に対する役員報酬や給与等の支払いのことではありません。これらの人件費は利益を元手とした分配ではなくあくまでも収益をあげるための「費用」です。利益の金額とは収益から費用の金額を引いた後の残額のことなので人件費は利益を元手としているわけではありません。

では、利益の分配とは具体的にどのようなものを指しているのでしょうか。例えば株式会社なら、その株主に対する配当金の支払いが利益の分配に該当します。配当金はその会社が生み出した利益の金額に応じて支払うためです。こういった利益の分配ができる会社のことを営利法人と呼ぶわけです。

■非営利法人=利益の分配ができない法人

一方で非営利法人は先ほどの営利法人とは逆に利益の分配が法的に禁止されている法人のことです。具体的には、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人等多岐にわたります。これらの法人は先ほどの株式会社の配当のような利益の分配をすることができません。しかし、分配はできなくても利益をあげることはできます。

■非営利法人も「利益をあげる」ことは可能

つまり、非営利法人でも黒字が出ること自体はなんの問題もないということです。ここが最も誤解されやすいポイントではないでしょうか。この違いを図で表すと下記の通りです。

区分	利益をあげる	利益を分配する
営利法人	OK	OK
非営利法人	OK	×

非営利法人の区分に属する法人であるからといって「赤字でなければならない」といったことは全くないことを覚えておいていただければ問題ありません。そして人件費をその非営利法人の理事や従業員に支払うことも問題ないです。ただNPO法人だと理事報酬の支払いを受ける者に人数制限が課せられますので無制限に支払いが認められるわけではないです。ただ誰一人として支払いを受けられないわけではないので安心してください。

最後に、NPO法人は非営利法人なので一切課税されないという誤解を持たれている方もいるかもしれませんが、そうではありません。NPO法人の課税ルールについては、法人税について解説した [Q.15](#) や、消費税の考え方を紐解く [Q.23](#) も参照してください。